

渋川海岸でイベントを実施される皆様へ

渋川海岸でビーチスポーツやおまつりなどのイベントを実施する際に、テントなどの工作物を設置する場合は、次のとおり法令に基づき許可を得ていただく必要があります。

まずは、それぞれ備前県民局の窓口にご相談ください。

	自然公園法に基づく 工作物設置許可	海岸法に基づく 工作物設置許可
事前相談 ・協議窓口	岡山県 備前県民局 農林水産事業部 森林企画課 森林保全班 住所：岡山市北区弓之町 6-1 電話：086-233-9832	岡山県 備前県民局 建設部 管理課 第二班 住所：岡山市北区弓之町 6-1 電話：086-233-9877
許可までの流れ	備前県民局にて 事前相談・協議 ↓ 玉野市役所（商工観光課） へ申請書提出 ↓ 県民局において審査 ↓ 備前県民局から許可書交付	備前県民局にて 事前相談・協議 ↓ 備前県民局へ許可申請書提出 ↓ 備前県民局から許可書交付
必要書類	・ 工作物の新築許可申請書 ・ 地形図（縮尺 1：25,000 程度） ・ 概況図及び天然色写真（縮尺 1：5,000 程度） ・ 平面図、立面図、断面図（縮尺 1：1,000 程度） ・ 修景図（縮尺 1：1,000 程度）	・ 海岸保全区域占用許可申請書 ・ 下記の申請項目についてわかる書類 ① 占用の目的 ② 占用の期間 ③ 占用の場所 ④ 施設・工作物の構造 ⑤ 工事実施の方法 ⑥ 工事実施の期間